

FAX65-4006

FAXでも受け付けます。

市民からのメッセージ

性別 男・女 年齢 歳

今月号の特集に関するご意見

今後、特集を希望するテーマ

(電話・メール・FAX)で返事を希望
※○をつけてください。

担当課からの返事をご希望の場合は、連絡先
をご記入ください。

住 所	長浜市
氏 名	
電 話 F A X	
メール	

広報ながはまに関するご意見

空き家の改修・家財処分費用に
補助金を交付します

岡 建築住宅課(☎65-6533)

利用されていない市内の空き家の活用を促進するため、所有者が行う空き家の改修や家財処分に必要な経費に対して、補助金を交付します。

【対象空き家】

1年以上居住者または利用者が不在戸建て住宅で、平成31年度中に売買または賃貸借契約を締結する(した)空き家

【対象者】

空き家の所有者(売買契約締結済の場合は売主)
※ただし、3親等以内の親族に賃貸(売却)する場合、法人および不動産業を営む人、市税等滞納者、暴力団員は除きます。

【対象事業・補助金額】

- ①空き家改修事業
空き家の改修工事に係る費用の1/10
(上限20万円)
- ②空き家家財処分事業
空き家の家財道具等の処分に係る費用の1/3
(上限10万円)

【要件】

- 市内業者が請け負う事業
- 平成32年2月末日までに完了する事業
- 対象費用(税抜)が空き家改修事業は30万円以上、空き家家財処分事業は10万円以上

【申請方法】

必要書類を添付し、事業着手前に直接担当課まで申請してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

移住者の住宅改修に助成します

岡 建築住宅課すまい政策推進室(☎65-6533)

自ら住むために取得した戸建ての中古住宅または実家を改修する場合、工事費の一部を助成します。

【対象住宅】

平成28年4月1日以降に売買または賃貸借契約が成立した中古住宅または申請者および配偶者の3親等以内の親族が所有する住宅

【対象者】

平成28年4月1日以降に、市内の助成対象住宅に転入・転居した(する)45歳未満の人
※居住者全員の年間所得の合計が1,200万円以下で、市税等を滞納していないこと。

【対象工事】

平成32年2月末日までに完了する30万円以上の工事(市内に事業所等を有する事業者等が施行する未着手の工事)

【助成額】

工事経費の10%相当額(上限20万円)
※満18歳未満の子を扶養し同居する場合、または65歳以上の親族が同居する場合に、それぞれ工事費の3.5%(上限各40万円)を上乗せして助成します。

【事前登録の受付】

4月1日(月)～15日(月)に指定の登録シートを担当課まで提出してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
※登録者多数の場合は4月18日(木)19時からの抽選会で申請者を決定します。
※事前登録の助成額が予算額に満たなかった場合、抽選会はいりません。予算額に達するまで随時先着順で申請を受け付けます。

「働き方」が変わります

岡 商工振興課(☎65-8766)

長時間労働を見直し、多様で柔軟な働き方を実現するとともに、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等をめざすため、4月1日から、働き方改革関連法が順次施行されます。

労働時間法制が見直され、時間外労働の上限規制が導入される(中小企業は平成32年4月1日から導入等、長時間労働を無くし、年次有給休暇を取得しやすくすることによって、個々の事情に合った多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現することができるようになります。

問合せ

滋賀労働局
労働基準部監督課 ☎077-522-6649
雇用環境・均等室 ☎077-523-1190

河川愛護活動に報償金を
交付します

岡 道路河川課(☎65-6531)

一級河川の草刈・清掃を実施される自治会(団体)に報償金を交付します。実施予定の自治会(団体)は、担当課までご連絡ください。

【期 限】 4月26日(金)

問合せ

道路河川課(本庁舎2階)
☎65-6531